

## 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準

制 定	平成17年11月25日農林水産省告示第1832号
改 正	平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
改 正	平成24年 4月27日農林水産省告示第1180号
改 正	平成28年 6月 1日農林水産省告示第1258号
最終改正	平成29年 3月27日農林水産省告示第 448号

### 一 生産及び保管に係る施設

- 1 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号。以下「有機畜産物規格」という。）第4条の表畜舎又は家きん舎の項及び野外の飼育場の項の基準に適合した施設であり、かつ、同表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていること。
- 2 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）を自ら生産する場合にあっては、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）の一に掲げる基準に適合していること。
- 3 有機畜産物の生産に使用する飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）を自ら生産する場合にあっては、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造である施設であり、適切に清掃されていること。

### 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。
  - (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
  - (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
  - (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
  - (1) 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理に関する事項
  - (2) 飼養の対象とする家畜又は家きんの入手に関する事項
  - (3) 飼養の対象とする家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別（牛又は馬を飼養する場合にあっては、個体ごとの識別に限る。）に関する事項
  - (4) 飼料の入手又は生産に関する事項
  - (5) 外国（農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（同等国格付飼料を給与する場合に限る。）
  - (6) 飼料の給与に関する事項
  - (7) 家畜又は家きんの健康管理に関する事項
  - (8) 野外の飼育場への放牧に関する事項
  - (9) 家畜又は家きんに対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項
  - (10) 人工照明による日長の延長に関する事項（採卵鶏を飼養する場合に限る。）
  - (11) 繁殖方法に関する事項
  - (12) 家畜又は家きんの排せつ物の管理に関する事項
  - (13) 家畜又は家きんの輸送に関する事項
  - (14) 搾乳に関する事項（乳を生産することを目的として乳牛又は山羊を飼養する場合に限る。）
  - (15) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
  - (16) と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項
  - (17) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
  - (18) 苦情処理に関する事項

- (19) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
  - (20) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。
  - 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

### 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

#### 1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産及び保管に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

#### 2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。

### 四 格付の実施方法

#### 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示に関する事項
- (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

#### 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

#### 3 名称の表示が、有機畜産物規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

### 五 格付を担当する者の資格及び人数

#### 1 格付担当者

格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機畜産物の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

#### 2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

附 則（平成28年6月1日農林水産省告示第1258号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の(6)及び四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

最終改正の改正文（平成29年3月27日農林水産省告示第448号）抄  
平成29年4月26日から施行する。